

豊中市学校教育審議会委員の市民公募による選考要領

1 目的

この要領は、豊中市学校教育審議会規則（平成 13 年豊中市教育委員会規則第 8 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づく委員（以下「市民委員」という。）の選考に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

市民委員に応募できる者の資格は、次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 応募の時点で、豊中市内に在住する 18 歳以上であること
- (2) 応募の時点で、豊中市学校教育審議会委員でないこと
- (3) 任期の初日において、豊中市の市議会議員、市職員でないこと
- (4) 任期の初日において、豊中市の他の審議会等（審議会等委員の選任に関する指針の対象となる審議会をいう。）の委員でないこと

3 募集人数

2 名以内

4 募集の方法

「広報とよなか」及び市ホームページに募集記事を掲載し、市民に対して周知を図ることとする。

5 申込方法

応募者は、次のものを豊中市教育委員会事務局学校施設管理課（以下「学校施設管理課」という。）に提出しなければならない。

- (1) 名前、住所、年齢、性別、電話番号を明記したもの
- (2) 教育長が定めるテーマについて、800 字程度にまとめた小論文

6 選考

- (1) 市民委員の選考は、教育長が指名する教育委員会事務局職員による小論文と面接の評価により行う。
- (2) (1) の規定による評価の評価項目は次のとおりとし、面接の評価は、別紙「豊中市学校教育審議会 市民公募委員選考基準」に基づき行う。
 - ①本市の小中一貫教育の現状と課題について一定の理解をしている。
 - ②本市の小中一貫教育について積極的な提言を行うことができる。
 - ③学校と地域の連携・協働の視点がある。
- (3) (1) (2) による評価点数の最高得点者と次点者を市民公募委員候補者とする。ただし、最高得点者もしくは次点者が複数あるときは、(2) ②，①，③の順で得点が高い応募者を候補者とし、さらに、すべての項目で得点と同じ場合は、面接者全員で最終合議のうえ候補者を確定する。

- (4) 選考の結果、応募者の中から選考することが困難であると判断した場合は、応募者の中から選考しないことができる。

7 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、応募者全員に文書で通知する。
- (2) 応募者から選考内容について問い合わせがあった場合には、応募者本人であると確認できた場合にのみ、得点と順位を知らせることができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、市民委員の選考について必要な事項は、教育長が別に定める。

9 実施時期等

- (1) この要領は、平成 25 年（2013 年）4 月 19 日から実施する。
この要領は、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和 5 年（2023 年）4 月 21 日から実施する。
この要領は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から実施する。
- (2) 豊中市学校教育審議会委員の市民公募要領（平成 20 年(2008 年)5 月 1 日制定）及び豊中市学校教育審議会委員の市民公募選考要領（平成 20 年(2008 年)5 月 1 日制定）は廃止する。

(採点日)

年

月

日

豊中市学校教育審議会市民公募委員選考採点表

採点者名

■採点表

小論文 No.	採点における視点及び評価点			合計 得点
	①本市の小中一貫 教育の現状と課題 について一定の理 解をしている	②本市の小中一貫 教育について積極 的な提言を行うこ とができる	③学校と地域の 連携・協働の視点 がある	
1				
2				
3				
4				
5				